

## 第4回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、これより第4回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。

議事に先立ちまして、調査会の事務局を務めます、神奈川県教育委員会学校支援課長の大河原よりご挨拶申し上げます。

－ 学校支援課長 挨拶 －

### ○事務局

本日は、出席委員12名で、神奈川県いじめ防止対策調査会規則で定める定足数を満たしております。

なお、推薦団体である神奈川県弁護士会から、委員推薦の変更がありまして、昨年11月に、大崎委員から下里委員に変わられています。

それでは下里委員、恐れ入りますが簡単に自己紹介をお願いします。

－ 下里委員 自己紹介 －

### ○事務局

ありがとうございました。

初めに、傍聴の取扱いについて確認したいと思います。

県の情報公開条例では、非公開情報が含まれる場合や、公開することで会議の運営に支障が生じる場合を除き、原則公開することとなっています。

本日の議題では、個人情報など非公開情報の取扱いはないため、公開とさせていただきたいと考えておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

－ 異議なし －

### ○事務局

それでは、公開とさせていただきます。

次に、本日の会議の傍聴について、一般傍聴者6名が希望しております。これから入室していただきますので、しばらくお待ちください。

－ 傍聴人入室 －

### ○事務局

次に、本日の会議資料ですが、次第、座席表、委員名簿、答申書(案)の4点をお配りさせていただきます。

資料が不足している方は、お申し出ください。

それでは、以後の議事進行は、柳生会長にお願いいたします。

## ○柳生会長

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。諮問事項の確認ですが、次第の1にありますように、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について」になります。

また、サブテーマは、「ネットいじめについて」と、「いじめに関する正しい理解の促進について」となっています。

これらについては、前回までの調査会で議論をし、その後、私と事務局で打ち合わせを行い、答申書の最終案を作成しました。

この最終案は先日、委員の皆様には事前にメールでお送りし、ご意見を伺いました。

本日は、教育委員会からの諮問に対する調査会としての答申について、決定したいと考えています。

それでは、答申書(案)について、事務局から説明をお願いします。

### － 事務局から説明 －

## ○柳生会長

ありがとうございました。

答申書(案)について、感想も含めてご意見などがあれば、お願いします。

## ○小島委員

感想です。答申書(案)について、直すところはございません。

2回前の会議で、ネットの教育をしないといけないという議論になりました。他の県では、学校のカリキュラムの中で、プロの方に来ていただきネットに関する勉強会を開いて、「こういうのは危険でいじめになるんだよ、ブロックするところなんだよ」というような取組をやっているのだから、ぜひ本県でもお願いしたいと意見させていただきました。今回答申書に入れていただいてありがとうございます。

また、後半の部分で感想ですが、学校運営協議会の制度というのが10ページに出ているのですが、これに関してよく分かっていない方々もいらっしゃると思うので、どこかに付記をしてもよいかと思いました。

結局、地域を作るのは私たち福祉の方ですが、PTAに入らなくなってしまった人、自治会から抜けてしまった人もいます。地域の中で何かを作り上げる、そういう組織が全部なくなってしまったという状態です。どうやって地域と連携していくのがこれから先の課題だと思っています。

## ○大谷委員

文言の部分でご相談になります。7ページ目の枠内の家庭内のルールづくりの部分ですが、2つ目の「インターネット利用時に・・・」のところで、「登録サイトのチェック

やアプリのダウンロードは親が事前に確認する」と書かれていますが、できればこういう答申書については、子どもが見る立場ということも考えた方がよいと思いますので、「親と事前に確認する」がよいと思います。「親が」というと一方的な話になってしまうと思ったので、「親と」の方がよいかと思いました。

次に、4つ目の「ルールを守れなかったときは・・・」のところで、「一定期間の使用禁止」とありますが、禁止となるとかなり強めの言い方になると思うので、「一定期間の制限」と文言の変更ができればよいと思いました。

もう一点、その下のところの3行目に「子どもにはどうしてルールが必要であるかを理解させ」とありますが、これも一方的な印象を与える文言ですので、「子どもとはどうしてルールが必要であるかを共有し」というように、やはり子どもと大人と一緒に考えるということを強調した方がよいと思いました。

### ○大滝委員

大谷委員のおっしゃることもよくわかります。一方で、使用禁止というのはいかにも強いと言われたのですが、そういう文言をどこかに残しておいてもよいのではないかと私は思っています。私はこれまでの会議で、インターネットや携帯の使用のルールを家庭だけでコントロールするのは難しいのではないかと、他の県の事例も踏まえて例えば学校等から23時以降の使用は制限するというような指導が入ってもよいのではないかと、というような意見を出しては、今回の答申書にそれは取り入れられていませんが、今後はそういう文言を入れてもよいのではないかと考えています。せめて今回の答申書で、「一定期間の使用禁止」というような厳しい言葉を、あえて残してもよいのではないかと考えました。

### ○大谷委員

大滝委員の言うこともその通りだと思いますので、大滝委員の意見を尊重していただければと思います。

### ○大滝委員

補足しますと、いじめの問題については、子どもと親が力を合わせることは何も異論はないのですが、インターネットの問題というのはいじめの問題に留まらず、むしろインターネット依存の問題があります。依存症に対しては、愛と善意だけでは駄目で、枠づけがどうしても必要になると考えています。依存は非常に小さな依存から大きな、例えばインターネットを使ったギャンブルになるようなリスクもあります。インターネットはやはり枠づけをして接していくことを、親だけではなく学校の先生や地域の人も含めて、教育していくということが必要かと思いました。

### ○松本委員

感想です。従来のいじめから続いてネットいじめが新しく生じました。従来のいじめとネットいじめは質的には違うと思いますが、その質とはどういうものなのかと考えます。従来のいじめはリアルで物理的で身体的、ネットいじめはバーチャルで言葉による

暴力や誹謗中傷。そういう違いはあると思うのですが、考えれば考えるほど分からなくなってしまう、そんな印象です。それをもう少し考えていきたいと思っています。

ネットリテラシー教育はとても重要だと思います。本大学でも学生に対してネットリテラシー教育に取り組んでいます。

家庭内のルールづくりについては、親子向けに講習会を開催することが必要だと思います。

#### ○柳生会長

講習会を開く場合は、学校の先生のアイデアが非常に大きいと思います。普通に通知しただけでは、家庭内のルールづくりが大切だと思っている家庭は来ますが、それ以外の家庭は来ないと思います。学校と共同作業で取り組んでいく必要があると思います。

#### ○岩田委員

リテラシーの問題が一番大事だと思います。予算の関係もあると思いますが、例えば、アニメみたいな綺麗な映像で物語を作って親子で観てもらうことが考えられます。海外の性教育で用いる映像は、分かりやすいし、感じもいいし、納得させられる内容です。ネットいじめについて、大変なケースをアニメにしてみるとか、お金があればそういうものを作り、色々な場所で上映していくというのもよいかと思いました。

#### ○柳生会長

それでは、採決に移りたいと思います。

本日、委員の皆様からご発言のありました修正意見等への対応につきましては、会長である私にご一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

－ 異議なし －

#### ○柳生会長

それでは、本日の修正意見等を反映した上で、答申書(案)のとおり、教育委員会へ答申することに、賛成の方は挙手をお願いします。

－ 全員挙手 －

#### ○柳生会長

全員の賛成が認められましたので、本件は可決とし、教育委員会へ答申することとします。

本日の議事は以上で終了いたします。